

学校法人国際医療福祉大学
ガバナンス・コード

(第1版)

— 遵守状況点検結果 —



令和4年(2022年)9月

学校法人国際医療福祉大学

本点検結果は、「学校法人国際医療福祉大学 ガバナンス・コード（第1版）」に対し、令和4年8月1日時点での遵守状況を点検したものである。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、国際医療福祉大学は、建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を建学の精神とし、その精神のもと、多彩な医療福祉専門職の育成とその地位向上を目指し、平成7（1995）年4月に「日本初の医療福祉の総合大学」として開学しました。この建学の精神「共に生きる社会」の実現は、生涯を通して人権擁護に尽力した初代学長の大谷藤郎により提唱され、本学の医療福祉教育における各専門職の隔壁を外し、医療や福祉の専門職を目指す学生が同じキャンパスで共に学び、自らの専門に加え、常に自分の専門以外の幅広い知識や他人に対する優しい心を養うことが重要との考えのもと、開学から一貫して掲げてきたものです。

本学は、「人間中心の大学」、「社会に開かれた大学」、「国際性を目指した大学」という3つの基本理念と、この理念を実現するための7つの教育理念（人格形成、専門性、学際性、情報科学技術、国際性、自由な発想、新しい大学運営）を掲げ、本学の建学の精神である「病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現」を目指した教育を行います。

【運用・実施状況及び点検結果】

共に生きる社会の実現を目指し、3つの基本理念と7つの教育理念に基づき教育を行っている。

<https://www.iuhw.ac.jp/about/philosophy/index.html>

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

本学の建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

- 1) 専門職業人としての社会的責務と倫理観：専門職業人を目指す者として、社会的責務と倫理観を根幹とした幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を養い、一人の人間として豊かな心を身につけた人材。
- 2) 保健・医療・福祉への貢献とコミュニケーション能力：保健・医療・福祉への貢献のため、専門領域へつながる基礎的な学力を養い、多職種を理解し、専門領域を超えて問題を探究する姿勢とコミュニケーション能力を身につけた人材。
- 3) 専門的な知識と技能を活用する能力：各学科における目的に沿った専門分野を極め、専門職に必要とされる高度な専門的知識や技術を身につけた人材。
- 4) 創造的な問題解決力と生涯学習力：様々な状況において備えた高度な専門的知識や技術力を統合して創造的な問題解決に取り組み、自身の更なる発展のため、生涯学習を行うことの重要性を知り、新しい知識を追求（研究活動）する方法を身につけた人材。

【運用・実施状況及び点検結果】

建学の精神、及び基本理念・教育理念に基づき、医療福祉専門職の人材育成を行っている。また、これら精神や理念については、大学ホームページをはじめ各種大学案内、募集要項、学生便覧等に掲載し、教職員や学生・保護者、地域社会等に向けて幅広く周知している。

<https://www.iuhw.ac.jp/about/philosophy/index.html>

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 本学の教育目的及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的とします。

② 本学学部の教育目的及び研究目的

一 保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視機能療法学、放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師等の人材を育成します。

二 医療福祉学部

医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の人材を育成します。

三 薬学部

薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬学の実践を担い得る応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成します。

四 福岡保健医療学部

理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、臨床検査学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師等の人材を育成します。

五 小田原保健医療学部

看護学、理学療法学、作業療法学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材を育成します。

六 成田看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とします。

七 成田保健医療学部

理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、医学検査学、放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国内外で保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とします。

八 医学部

医学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、国際的な素養を身につけ医学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医師を育成します。

九 赤坂心理・医療福祉マネジメント学部

心理学もしくは医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、心理に関する支援もしくは医療福祉の実践を、チームで担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた公認心理師、認定心理士、カウンセラー等の心理の専門職業人、医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人等の人材を育成することを目的とします。

十 福岡薬学部

薬学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを目的とします。

【運用・実施状況及び点検結果】

上記教育目的を達成するため、大学学則の「教育研究上の目的を定める規程」に学部・学科毎に教育研究上の目的を具体的に定め、社会情勢などに対応し必要に応じて教育目的の見直しを行う体制を整えるとともに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、人材の育成を図っている。また、これら目的やポリシーは、大学ホームページや学生便覧等にて周知している。

<https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/purpose/index.html>

<https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/diploma/index.html>

<https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/curriculum/index.html>

<https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/admission/index.html>

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 入学者選抜及び学生募集に関する目標を達成するための計画
 - イ 教育内容とその方法に関する目標を達成するための計画
 - ウ 教育システム・組織（実施体制）と教育設備に関する目標を達成するための計画
 - エ 学生学習支援・生活支援に関する目標を達成するための計画
 - オ 就職支援・生涯教育支援に関する目標を達成するための計画
 - カ 研究水準や研究内容・成果の向上に関する目標を達成するための計画
 - キ 研究システム・組織（実施体制）や研究施設に関する目標を達成するための計画
 - ク 地域・社会貢献に関する目標を達成するための計画
 - ケ 国際化（グローバル化）や国際交流・国際貢献に関する目標を達成するための計画
 - コ 附属病院・関連臨床研究施設に関する目標を達成するための計画
 - サ 学術情報基盤の整備や図書館に関する目標を達成するための計画
 - シ 教職員及び業務運営の改善に関する目標を達成するための計画
 - ス 新しい教育分野の開発に関する目標を達成するための計画
 - セ 情報発信の推進に関する目標を達成するための計画
 - ソ キャンパスや病院における交通環境の整備に関する目標を達成するための計画
 - タ 財務の改善に関する目標を達成するための計画
 - チ 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための計画

【運用・実施状況及び点検結果】

令和3年4月から令和9年3月までの6か年間の中期目標・中期計画を策定し、実行中である。中期的な財務計画の進捗状況に基づく単年度予算を立て、理事会・評議員会にて評価を受けており、健全な財務運営を行っている。このうち、令和3年度及び令和4年度の中期目標・中期計画については、学長以下、各学部長・学科長、各研究科長や各キャンパス事務責任者等を委員とする自己点検・評価委員会において、教職協働して具体的な取組目標・内容の設定評価を進めており、結果については令和5年度初めに取り纏め、大学ホームページにて公表する予定である。

https://www.iuhw.ac.jp/about/pdf/mid_range_target.pdf

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、監督官庁、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生、保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を推進します。

【運用・実施状況及び点検結果】

本学ホームページにて、寄附行為や監査報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告及び理事・監事・評議員名簿等をはじめ、建学の精神や理念や3つのポリシー、中期目標・中期計画や自己及び第三者による点検評価等を公開している。また、保護者や地域行政との定期的な会合を行い、情報提供を行うとともにステークホルダーからの意見を伺い、本法人の運営に反映させている。

男女共同参画社会への対応については、女性が働きやすい環境の整備を目的に、教員におけるライフイベント（出産、育児等）と研究活動との両立を図るため、研究支援員の配置をはじめとした必要な支援を行う制度を設ける等の取り組みを行っている。今後とも、多様性へ対応に取り組む予定である。

<https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

- ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
- イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
- ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

- ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、大学院長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その結果を業務改善に活かします。
- イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制の整備に努めます。

④ 学長への権限委任

- ア 学長が任務を果たせるように、理事会の権限の一部を学長に委任しています。
- イ 学長を補佐するため副学長を置き、担当事務を分担させるなど、管理体制を整備しています。
- ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

- ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、理事会における審議事項については事前に全理事で共有します。
- イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の減免等について寄附行為等の整備を図ります。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、本ガバナンス・コードを遵守している。理事会は使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制とその機能性を有し、定期的を開催し適切に機能している。なお、理事会における決議事項については、現在の私立学校法改正に併せて寄附行為に規定する予定である。

また、私学法44条の2及び44条の3に従い、役員にはその任務懈怠による学校法人の損害及び役員の悪意又は重大な過失による第三者の損害についての賠償責任を負わせている。なお、役員の損害賠償責任の減免等の寄附行為上の整備については、その是非も含め十分に検討した上で適切に対応する予定である。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割を明確に定めま
- す。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、本ガバナンス・コードを遵守している。また、理事には、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任義務を負わせている。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

【運用・実施状況及び点検結果】

学内理事は、教職員としての業務と調整しつつ、各々の知識・経験等を生かしながら業務執行を推進している。また、大学管理運営部門と理事会の連携を図るため、管理運営委員会に出席して意思決定の連携を適切に行うとともに、教学面の各種委員会にも出席して教職員の提案などを組み上げる仕組みを整備している。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、理事会審議事項に関し必要な情報提供を行います。

【運用・実施状況及び点検結果】

学識経験者から4名の外部理事を選任し、豊富な見識に基づく意見を述べ業務を遂行している。

2-3 監事**(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について**

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。

- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い業務を遂行しており、監事には善管注意義務及び第三者に対する損害賠償責任義務を負わせている。また、監事は、理事会・評議員会、その他の重要な会議への出席、理事からの業務報告の聴取、資料の閲覧により、学校法人の業務・財産・理事の業務執行の状況に関する監査を行っている。年度決算に係る財産状況の監査については、外部監査人である公認会計士と連携して行っている。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名又は3名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、3名の監事を選任している。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、監事監査基準等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査基準等に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、例年5月に開催する理事会及び評議員会に監査報告書を提出し、監査結果を報告している。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、理事会審議事項に関し必要な情報提供を行います。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

【運用・実施状況及び点検結果】

監事に対して、監査部の内部監査の実施状況、内容等の情報提供を行うなど連携を図っている。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

【運用・実施状況及び点検結果】

現在、監事は非常勤のみとなっており、引き続き常勤監事の設置に努める。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な財産の処分に関する事項
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

【運用・実施状況及び点検結果】

評議員会は寄附行為の定めに従い定期的を開催されており、必要な事項に関する意見が述べられ諮問機関として適切に機能している。

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

【運用・実施状況及び点検結果】

評議員会において、諮問事項毎に意見を伺うこととしている。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員から報告を徴することができます。

【運用・実施状況及び点検結果】

評議員会で役員に意見を述べ、若しくはその諮問に応え、又は役員からの報告を徴することができるよう寄附行為に規定しており、相互に意見を引き出す議事運営ができる仕組みを構築している。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、選任している。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して、寄附行為の定めるところにより十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選任します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選任区分により推薦された者について、当該候補者を理事会又は評議員会が選任する扱いとしています。

【運用・実施状況及び点検結果】

寄附行為の定めに従い、職員のうち理事会で推薦した者8名、卒業生2名、学識経験者12名を選任している。

(2) 評議員への情報提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し評議員会審議事項に関し必要な情報提供を行います。

【運用・実施状況及び点検結果】

評議員会議案については、議案毎に説明を行い、情報提供している。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の選任は、国際医療福祉大学学長選任規程に基づき、「理事会において選考し、理事長が任命する。」とあり、学則第5条において、「学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成する。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

【運用・実施状況及び点検結果】

理事会から委任された権限を行使して大学教学運営を統括し、教職員を適切に統督し積極的な情報の共有に努めている。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則第5条において「学長を補佐するため、副学長を置くことができる。」としています。
- ② 学部長の役割については、学則第6条において「学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。」としています。

【運用・実施状況及び点検結果】

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、学長の下に5名の副学長を、また各学部にも学部長を配置して学長を補佐し、それぞれ担当する職務を定め業務を執行している。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則第9条及び教授会規程第4条に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

【運用・実施状況及び点検結果】

学則及び教授会規程の定めに従い、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として運用している。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学科ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

→ <https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/diploma/index.html>

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

→ <https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/curriculum/index.html>

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

→ <https://www.iuhw.ac.jp/about/policy/admission/index.html>

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組めます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

【運用・実施状況及び点検結果】

学科単位でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、募集要項、学生便覧等にて学生に周知・説明している。また、自己点検・評価及び第三者評価の結果を本学ホームページにて公表するとともに、さらなる整備・充実に取り組んでいる。学修支援については、学部・学科の特性に基づいたきめ細かい教育支援を行うと共に配慮を要する学生についての適切な支援を行っている。キャリア支援や学生生活の安定のための支援（経済的支援、学生の心身の健康管理、ハラスメント相談）を実施するとともに施設・設備のバリアフリーや利便性の向上など適切な学習環境の整備に努めている。

ハラスメント防止に関しては、就業規則等によりハラスメント禁止の方針を明示しており、「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」「ハラスメント防止啓発チラシ」等を学生へ周知するとともに、全教職員向けにハラスメント防止に関する講演会を定期的で開催するなど防止・対策に努めている。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

【運用・実施状況及び点検結果】

執行役員会や管理運営委員会をはじめとして、各種委員会等に事務職員も参画するなど、教職協働体制を確保している。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
- ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

【運用・実施状況及び点検結果】

FD委員会を設置し、外部講師の講演などを含む全学的な合同教員研修会を計画的に開催し、各学科でのFD活動も活発に行っており、教員の外部研修参加等も奨励して大学教育・研究の質の向上に努めている。また、SDに関しても人事部に研修専従者を配置して年間を通して階層・職種・テーマ別に年間計画を立案し、研修会、講演会等の教育機会を設け、教職員の資質・能力の向上に努めている。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

【運用・実施状況及び点検結果】

自己点検・評価、及び第三者評価である機関別認証評価や薬学教育、リハビリテーション教育評価を受審し改善・改革に努めるとともに、本学ホームページに点検結果を掲載して情報公開を行っている。また、内部質保証のための恒常的な組織体制として自己点検・評価委員会を設置し、定期的に自己点検・評価を実施して、自己点検・評価報告書として取りまとめて公表している。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

【運用・実施状況及び点検結果】

基本理念である「社会に開かれた大学」の実現に向け、大学の持てる教育的財産を公開し、地域の活性化の一助とすべく社会貢献を実践するとともに、ICT利活用による環境への貢献や施設照明のLED化等、サステナビリティへの取組も行っている。

各キャンパス・附属病院において地域住民向けの公開講座の開催や自治体と共同して介護予防事業や認知症カフェ、子育て支援活動、高齢者支援ボランティア等を実施しているほか、大学院への社会人受入れや公開講座により生涯学習の場を提供するとともに、各種メディア（テレビ、雑誌等）を活用した情報発信により一般市民の健康啓発を行っている。また、広く医療従事者を対象に、医療安全管理者養成研修講習会や臨床研修医指導者講習会、認定看護管理者教育課程等を開催し、生涯学習の場も提供している。

産官学連携においても、栃木県が設立した「とちぎ次世代産業創出・育成コンソーシアム」に加盟し、栃木地区の産官学連携事業に積極的に参画している。さらに、様々な企業・組織との受託・共同研究を積極的に推進しており、産学間で公正かつ合理的な連携を図るための基盤組織整備、教職員教育も進めている

さらに、災害発生時における帰宅困難者支援や緊急避難場所としてキャンパスの提供、DMATの設置等の取組を行っているほか、大学院に災害医療分野を設置して災害危機管理の普及にも努めている。

<https://www.iuhw.ac.jp/mcec/kyushu/>

<https://www.iuhw.ac.jp/daigakuin/portal/benefit.html>

<https://fukuoka.iuhw.ac.jp/social/volunteer.html>

<https://fukuoka.iuhw.ac.jp/social/index.html>

<https://otawara.iuhw.ac.jp/news/2022/12043.html>

<https://otawara.iuhw.ac.jp/usr/disclosure.html>

<https://otawara.iuhw.ac.jp/usr/choukousei.html>

<https://narita.iuhw.ac.jp/topics/2018/12/05620.html>

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

【運用・実施状況及び点検結果】

ハラスメント防止委員会や研究管理室を設置するとともに、ハラスメント防止講演会やコンプライアンス研修・倫理講習等を実施して不祥事防止に努めている。また、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害対策マニュアルの整備に取り組んでいる。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

【運用・実施状況及び点検結果】

法令等を遵守し、法人及び大学運営に努めている。また、学校法人国際医療福祉大学公益通報等に関する規程を設けるとともに、通報への対応のため、コンプライアンス窓口を設置している。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為

- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬等の支給基準
- カ 事業報告書

【運用・実施状況及び点検結果】

法令等に定める情報について、本学ホームページに公開している。

<https://www.iuhw.ac.jp/about/index.html>

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画

【運用・実施状況及び点検結果】

本学ホームページに各々公開している。

https://www.iuhw.ac.jp/about/pdf/agreement_2021.pdf

<https://www.iuhw.ac.jp/about/sister/index.html>

https://www.iuhw.ac.jp/about/pdf/sangakurenkei_2015a.pdf

https://www.iuhw.ac.jp/about/pdf/mid_range_target.pdf

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたる

ことを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、入試ガイド、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

【運用・実施状況及び点検結果】

本学ホームページの他、大学案内や各種パンフレット、広報誌等を用いて情報公開を行っており、引き続きタイムリーでわかりやすい情報公開に努めるとともに、情報公開方針の策定を進めている。なお、大学案内等の各種パンフレットについては、希望者に無料で送付している。

<https://formserv.jp/3060/1>